

令和6年度習志野市基幹相談支援センター運営業務委託事業者の募集における質問及び回答

質問事項	回答
1 習志野市基幹相談支援センター運営業務委託 仕様書の4ページのその他(1)2行目の医療的ケア児に対する総合的かつ包括的な支援の提供を行うこと。と書かれているが医療的ケア児のみの支援で宜しいでしょうか。	「医療的ケア児等コーディネーター」の対象者は、国の医療的ケア児等総合支援事業実施要綱において医療的ケア児及び重症心身障がい児とされていることから、医療的ケア児のみでなく、重症心身障がい児への支援も含めております。医療的ケア者や重症心身障がい者に対する支援については、『15. その他(7)』の定めにより、委託者と受託者で協議の上、決定したいと考えております。